

2024年3月14日仙台高裁秋田支部判決について

2024年3月15日
秋田弁護士 虻川高範

1 結論ありきの「手抜き判決」「高裁の職責放棄」判決

- ・一審判決への反論、主張、証拠に対する真摯な精査、判断が示されることなく、一審判決を援用、維持。デフレ調整等、一審で判断していた論点への反論、証拠等について、新たな言及はなく、その反論、証拠を排斥した理由が何ら示されていない。

例えば、一審が引用していた上藤意見書（甲90）に基づく生活扶助CPIの問題点に関する判示「異なる選択をした場合に比して下落率が累積的に高めになっていることもうかがえるのであって（甲90）、個々の被保護世帯に実際に4.78%の実質的可処分所得の増加があったことを裏付けるものではない。」（原判決88頁）を、削除している（判決16頁）が、その理由は何ら示されていない。被控訴人側提出の書証（西尾証言、栃本意見書等）への言及もない。

20年始期の問題や品目等の争点についても、理由がほとんどなく、「一定の合理性がある」「不合理とは言えない」という結論だけ（判決15、16頁）

2 高裁判決で「改め」られ追加された部分（未了）

- (1) 「なお、これらの裁量審査の方法としては、本件各改定の理由として被控訴人が挙げた理由から、厚生労働大臣の判断が導かれ得るか否かについて、控訴人らの主張を踏まえる形で、被控訴人の説明が一応納得し得るものといえるか否かという観点から判断され、同大臣の論証過程が追試的に検証されるべきものである。」（判決12、13頁）
- (2) 「水準均衡方式は、審議会の調査審議（昭和58年意見具申）等をふまて導入された消費（一般国民の消費動向）を基礎とした改定方式であるところ、①平成21年までの全国消費自体調査によると、2人以上世帯の消費支出は、平成11年以降、減少に転じ、平成21年の1世帯当たり消費支出額は、平成16年と比べると名目で6.0%の現象となっていたこと（乙100）、②平成20年から平成23年までの期間における2人以上の世帯の消費支出の変化率は4.7%（全体）～5.0%（第1・十分位）の減少、同じく2人以上の世帯の消費支出の生活扶助相当支出の変化率は、全体及び第1・十分位の世帯の両方で、5.2%の減少であったこと（認定事実(10)）などの事情を考え併せると、消費を基礎とした生活扶助基準を改定する場合には減額幅が必要以上に大きくなることが想定されたという被控訴人の説明も不合理とはいえず、デフレ調整は、一般国民の消費（消費動向ないし消費支出）を基礎として改定する場合の減額幅の範囲内に収まることも一応認められる。」（判決14頁）

生活保護控訴審 受給者の訴え棄却

原告側、判決に憤り

高裁秋田支部

国が2013〜15年に生活保護の基準額を引き下げた決定の是非が争われた訴訟の控訴審で、14日の仙台高裁秋田支部は、一審の秋田地裁判決を踏襲し、受給者12人の訴えを全面的に退ける判決を言い渡した。原告弁護士団は「不当判決」と反発し、最高裁に上告する方針を示した。

上告の方針

門的知見との整合性を欠くとはいえない」と指摘。厚労相の判断に裁量権の逸脱や乱用は認められないと結

長年働きづめ 無理たたる

論づけた。一方、受給者側が最大の争点と位置づけていたデフレ調整についても一審判決を追認した。閉廷後、原告弁護士団は秋田市内で記者会見した。「べらっべら」。虹川高

「(高裁秋田支部は)高裁として一審判決をもう一度見直し、精査する職責を果たしていない」と痛烈に批判した。提訴から9年。この間、息を引き取る原告が続き、一審判決後も2人が亡くなった。虹川弁護士は「最高裁の判断を待たず、政治決着を図ってほしい」と話した。(室英樹)

し、冷凍保存する。1週間、おかずが納豆だけのときもある。冬は灯油代がかさむ。厳しいが、病院に行かないわけにもいかない。数年前、両親と2歳下の弟を病気で亡くした。香典を出せなかったことが、今も悔しい。「裏金を動かす政治家の人たちは、分らないだろう。私たちは10円、20円の世界で生きている」(阿部清明)

訴訟は、国が引き下げの根拠にした、低所得者世帯との均衡を図る「ゆがみ調整」、物価下落分を反映させて「デフレ調整」の妥当性を主な争点になった。原告側は「不当判決」と反発し、最高裁に上告する方針を示した。

判決後の報告集会は、落胆と憤りに包まれた。名古屋高裁など受給者に寄り添った判決の流れを受け、期待を膨らませていた原告団長の桜田雄美さん



判決後に「不当判決」の旗を掲げる弁護士ら＝いずれも秋田市



石油ストーブのタンクに灯油を補充する生活保護受給者の女性

(61)は「秋田でなぜこんな判決になるのか」と肩を落とした。猿田クニ子さん(77)は「裁判官さんは、我々のことをちっとも考えてくれないんだなとすごく残念、というより腹が悪い(立つ)」と語気を強めた。裁判に加わる秋田市の女性(6)も「またも(つらい思いが)届かなかった」と声を沈めた。

女性は昨秋、料金が支払えず、携帯電話を止められた。直後にインフルエンザに感染した。離れて暮らす娘にも連絡できず、水で体を冷やして耐えた。「死ぬかと思った」と振り返る。30代でシングルマザーに

なり、2人の娘を育てた。レントカー会社で働き、50歳を機に福祉施設に転職した。厨房で働きづめで、体が悲鳴をあげた。遅番の日は病院で点滴を打ってから出勤した。3カ月後、うつ状態に。2009年から生活保護を利用している。無理がたたり、足がしびれて歩けなくなった。3年前に腰の手術を受け、骨を支えるポルト2本を埋め込んだ。70歳のときには悪性リンパ腫と診断され、血液検査などで通院を続ける。食費を切り詰め、なんとかしのぐ日々だ。スーパーでおもに買うのは陳列台の脇に置かれた処分品。日持ちしない半額の野菜を調理

令和6年3月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(行コ)第1号 生活保護引下げ処分取消請求控訴事件(原審・秋田地方
裁判所平成27年(行ウ)第9号、平成28年(行ウ)第6号)

口頭弁論終結日 令和5年12月26日

5

判 決

控 訴 人 別紙控訴人目録記載のとおり

控訴人ら訴訟代理人弁護士 沼 田 敏 明

同 虻 川 高 範

同 狩 野 節 子

10

同 三 浦 広 久

同 西 野 大 輔

同 長 谷 川 康

秋田市山王1丁目1番1号

被 控 訴 人 秋 田 市

15

同 代 表 者 市 長 穂 積 志

処 分 行 政 庁 秋 田 市 福 祉 事 務 所 長

被 控 訴 人 指 定 代 理 人 富 岡 宏

同 宮 尾 友 里 恵

同 佐 々 木 勝 弘

20

同 大 江 啓 一

同 森 晃 希

同 菅 原 俊 弘

同 千 葉 大 冊

同 阿 部 駿 介

25

同 石 塚 也 寸 志

同 加 賀 巨 樹

同 蓮 沼 勉
主 文

- 1 控訴人らの本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 別紙処分一覧表 1 の秋田市福祉事務所長が平成 25 年 7 月 26 日付けで「処分の名宛人」欄記載の各控訴人に対してした生活保護法 25 条 2 項に基づく各保護変更決定をいずれも取り消す。
- 3 別紙処分一覧表 2 の秋田市福祉事務所長が「処分日」欄記載の各年月日付けで「処分の名宛人」欄記載の各控訴人に対してした生活保護法 25 条 2 項に基づく各保護変更決定をいずれも取り消す。
- 4 別紙処分一覧表 3 の秋田市福祉事務所長が平成 27 年 3 月 27 日付けで「処分の名宛人」欄記載の各控訴人に対してした生活保護法 25 条 2 項に基づく各保護変更決定をいずれも取り消す。

第 2 事案の概要等

- 1 生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号。保護基準)は、随時の改定を経ているところ、厚生労働大臣は、①平成 25 年厚生労働省告示第 174 号(同年 8 月 1 日から適用。本件告示 1)、②平成 26 年厚生労働省告示第 136 号(同年 4 月 1 日から適用。本件告示 2)及び③平成 27 年厚生労働省告示第 227 号(同年 4 月 1 日から適用。本件告示 3)により、保護基準が定める生活扶助に関する基準(生活扶助基準)を順次改定した(本件各改定)。

本件は、本件各改定当時、秋田市で生活保護を受けていた控訴人らが、秋田市福祉事務所長から、①本件告示 1 に基づく平成 25 年 8 月 1 日以降の最低生

活費（生活扶助）の認定額の変更に伴う各保護変更決定（本件処分1）、②本件告示2に基づく平成26年4月1日以降の同様の変更に伴う各保護変更決定（本件処分2）、③本件告示3に基づく平成27年4月1日以降の同様の変更に伴う各保護変更決定（本件処分3）をそれぞれ受けたことについて、被控訴人に対し、本件告示1ないし3に基づく本件各改定は、憲法25条、生活保護法1条、3条、8条に違反する等と主張して、本件処分1ないし3（本件各処分）の取消しを求める事案である（なお、当審において請求の趣旨が補正された。）。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したため、控訴人らがこれを不服として控訴した。

2 関係法令の定め等は、次のとおり補正するほか、原判決の「第2 事案の概要等」の2（4頁6行目から6頁13行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- 15 (1) 5頁11行目の「22」の次に「、51、52」を加え、19行目の「合計額である。」を「合計額を原則としている。」と改める。
- (2) 5頁22行目の「現行の生活扶助基準は、」を「生活扶助基準の設定方法は、」と改め、25行目の「定め」の次に「（平成25年改定前の1級地—1の夫婦子1人の3人世帯（33歳男、29歳女、子4歳））の基準額16
20 万2170円）」を加え、26行目の「分けた上」の次に「（10万6890円と5万5280円）」を加える。
- (3) 6頁13行目末尾に改行して次のとおり加える。

「このように、生活扶助基準の設定方法は、①生活扶助基準額の水準（絶対的な高さ）を定める改定率（改定前の基準額に改定率を乗じることにより標準世帯の基準額が定まる。）と、②標準世帯の基準額を基軸として、これ以外
25 の世帯に展開するための指数（相対的較差）により算定した結果に基づき、

級地ごとに、年齢別の第1類費、世帯人員別の第2類費の基準額を規定することを原則としている。もっとも、本件各改定のゆがみ調整については、主として、改定前の年齢階級別、世帯人員別及び級地別の基準額について、平成25年検証の結果を踏まえつつ、その反映比率を増額、減額方向ともに2分の1として算出した（以下「2分の1処理」という。）ゆがみ調整に係る改定率を直接乗じることで改定した部分に該当し、改定前の展開指数（相対的較差）の適正化を図ったものであるが、本件各改定に当たり、新たに展開指数を設定したものではない。

(3) 社会保障審議会に関する定め等

厚生労働省設置法は、本省に社会保障審議会を置き（6条1項）、その所掌事務を厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること、同重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べることなどと定めている（7条1項1号、3号）。

同法7条2項の規定に基づき定められた社会保障審議会令は、社会保障審議会は、委員30人以内で組織し、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは臨時委員を、専門の事項を調査させるために必要があるときは専門委員をそれぞれ置くことができること（1条の2）や、委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、専門委員は、当該専門の事項に関し学識のある者のうちから、厚生労働大臣が任命すること（2条）、審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができること（6条1項）を定めている。」

3 前提事実は、次のとおり補正するほか、原判決の「第2 事案の概要等」の3（6頁14行目から10頁17行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

(1) 6頁18行目冒頭から21行目末尾までを次のとおり改める。

「控訴人ら（その世帯人員は、1名から3名まで）は、本件各処分当時、秋田市（2級地-1）で生活保護を受けていた。」と改める。

(2) 6頁24行目冒頭から26行目末尾までを次のとおり改める。

「生活扶助基準の水準については、平成16年に、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度の検証を行う必要が指摘され、平成19年に最初の定期的検証が行われたが、その結果に基づく改定はなされず、水準均衡方式に基づく毎年の改定もなかったことから、平成16年4月1日から本件各改定までの間、生活扶助基準の基準額は据え置かれていた（乙11）。

平成23年2月、生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要があるとして、社会保障審議会の下に新たに常設の部会として生活保護基準部会（基準部会）が設置された（乙23）。」

(3) 9頁22行目冒頭から10頁17行目末尾までを次のとおり改める。

「(3) 本件各処分等

ア 別紙処分一覧表1ないし3記載のとおり、秋田市福祉事務所長（処分行政庁）は、本件各告示に基づいて控訴人らが属する世帯の最低生活費（生活扶助）を認定した上、「処分日」欄記載の各年月日付けで「処分の名宛人」欄記載の控訴人らに対し、本件各処分をした。

イ 控訴人らは、別紙処分一覧表1ないし3記載のとおり、それぞれ対応する本件各処分について、秋田県知事に対し審査請求を行ったが、これを棄却する旨の各裁決がされた。

また、本件処分1を受けた控訴人らは、別紙処分一覧表1記載のとおり、本件処分1について、厚生労働大臣に対して再審査請求を行ったが、これを棄却する旨の各裁決がされた。

ウ 控訴人ら（ただし、本件処分1及び本件処分2のいずれも受けていない者を除く。）は、平成27年5月22日、それぞれ対応する本件処分1及び本件処分2について、訴えを提起した（第1事件）。控訴人らのうち、本件処分3を受けた者は、平成28年9月13日、本件処分3について訴えを提起した（第2事件）。」

4 争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおり補正し、当審における補充主張を加えるほか、原判決の「第3 争点及び争点に関する当事者の主張の要旨」の1ないし3（10頁19行目から30頁15行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 12頁6行目の「第1・十分位」の次に「（対象世帯を年収順に10等分し、低い方から第1番目のグループ。所得下位10%）」を加える。
- (2) 16頁7行目の「比較時」を「同期間の期末である平成22年」と、10行目の「基準時」を「同期間の期首である平成22年」と、25行目の「対象としている。」を「対象としており、その結果、平成22年の基準時において2つの相異なる品目数を用いている。」とそれぞれ改める。
- (3) 22頁14・15行目の「第2・十分位」の次に「（所得下位10～20%）」を加える。
- (4) 26頁6・7行目の「平成20年を」から8行目の「算出したもの」までを「パーシェ式と同様に期末である平成22年のウェイトによって算出したもの」と改める。

（当審における補充主張）

- (1) ゆがみ調整の2分の1処理について

ア 控訴人ら

厚生労働大臣は、ゆがみ調整において平成25年検証結果を増額方向、減額方向ともに2分の1の比率で反映させることとした（2分の1処理）。

しかし、2分の1処理は、手続面においては、基準部会に諮ることなく、独自の判断で行った点で、同大臣の判断過程及び手続に過誤、欠落がある。被控訴人は、ゆがみ調整は、激変緩和措置の一環であるとしているが、激変緩和措置としては別途、基準生活費の減額幅の上限を10%とし、3年にわたり減額を実施しているし、子どものいる世帯についての試算では、2分の1処理が激変緩和措置になっていないか、極めて限定的である。また、60歳以上の高齢単身世帯は、生活保護受給世帯の53.4%を占めるが、本来であればゆがみ調整によって増額されるはずであるのに、その増額幅を2分の1にとどめるという不利益を受けている。国は、これにより追加的な財政削減効果を取得しており、同大臣は、上記世帯類型の生活保護費の増額を抑制するために、恣意的に2分の1処理を行ったと考えられる。このように、2分の1処理は、統計等の客観的数値等との合理的関連性がなく、専門的知見との整合性を欠くものであり、内容面においても、同大臣の判断過程に過誤、欠落がある。被控訴人は、本件訴訟の当初は2分の1処理の判断過程を説明せず、その存在も秘匿しており、調査報道によって明らかになった後の後付けの説明である。主張の変遷は、それ自体が判断過程における過誤、欠落を意味している。

イ 被控訴人

厚生労働大臣は、ゆがみ調整を行うに当たり、子どものいる世帯に配慮し、貧困の世代間連鎖を防ぐなどの観点を実現しつつ、同時に「生活扶助基準の展開部分の適正化」というゆがみ調整の本質的部分を改変しないようにするため、平成25年検証の結果を反映する程度を、減額・増額を問わず一律2分の1にしたものである。その理由として、①平成25年検証は、その手法上、特定の世帯類型を対象として分析する際にサンプル世帯が極めて少数になるという統計上の限界があったこと、②生活扶助基準については、専門機関による検証が定期的に行われており、展開部分につい

でも、平成25年検証の結果等を前提に更なる検証が行われることが予定されていたこと、③平成25年検証の結果をそのまま反映させた場合、その影響は、世帯員の年齢、世帯人員、居住地域の組合せによって様々であることが見込まれたが、世帯類型で平均すると、夫婦子1人世帯で平均8.5%、夫婦子2人世帯で14.2%、母子世帯で5.2%の減額率となり、子どものいる世帯への影響が大きくなるが見込まれたことがあげられる。そのため激変緩和措置の一環として2分の1処理を行ったのであって、財政削減効果を目的として行ったものではなく、同大臣の判断過程に過誤、欠落はない。

理論的には、個別の指数ごとに減額の改定比率は2分の1とし、増額の改定比率はそのまま反映させることも考えられる。しかし、このように減額か増額かで改定比率を変える方法は、検証結果の取扱いの公平性を欠き、相対的な較差の是正というゆがみ調整の本質的な趣旨を改変してしまうため、減額か増額かを問わず一律に2分の1としたのである。平成25年検証の結果をそのまま反映した生活扶助費の額が、直ちに生活保護法3条及び8条2項の「最低限度の生活」に相当するとはいえず、増額幅が2分の1になる世帯に対して、「最低限度の生活」を下回る生活を強いるものでもない。

(2) ゆがみ調整とデフレ調整を併せて行ったことについて

ア 控訴人ら

生活扶助基準は、水準均衡方式により、物価変動の影響を受けた一般国民の消費実態が反映されてきたところ、第1・十分位世帯の消費実態と生活扶助基準を比較したゆがみ調整においても、物価変動の影響が反映されている。平成25年検証では、体系の検証と水準の検証が一体的に行われ、年齢・人員・級地に焦点を当てて詳細な消費実態の評価検証を行い、その結果を踏まえて水準の検証を行うことを基本方針としていたから、世帯構

成や地域分布の違いによって、生活扶助基準の水準（絶対的な高さ）にも影響を及ぼすことが前提とされていた。ゆがみ調整に加えてデフレ調整を併せて行うことは、ゆがみ調整で使用されたデータが物価の影響を受けていることから、物価の二重評価であり違法である。

5 イ 被控訴人

生活扶助基準は、「水準」と「展開」により設定されており、水準（絶対的な高さ）の是正を図るデフレ調整と、展開部分（相対的較差）の是正を図るゆがみ調整とは、その目的及び手法を異にするものであるから、各見直しが重複するところはなく、両者を同一の機会に実施した厚生労働大臣の判断は不合理ではない。

10 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求は理由がなく、いずれも棄却すべきであると判断する。その理由は、次のとおりである。

2 認定事実、争点に対する判断は、次のとおり補正し、後記3のとおり当審における補充主張に対する判断を加えるほか、原判決の「第4 当裁判所の判断」の1及び2（30頁17行目から88頁24行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

15 (原判決の補正)

(1) 39頁21行目末尾に「なお、平成24年5月の第9回から同年10月の第10回までは、数か月程度の間隔があり、その間の同年8月22日に、三党合意に基づき、後掲の社会保障制度改革推進法が国会で成立し、その附則2条（生活保護制度の見直し）には、生活扶助・医療扶助等の給付水準の適正化が含まれていた。」を加える。

20 (2) 39頁22行目冒頭から25行目末尾までを次のとおり改める。

25 「イ 社会保障制度改革推進法成立後の基準部会の検証状況

(ア) 第10回基準部会（乙24、144）

平成24年10月5日に開催された第10回基準部会では、事務局が作成した「生活保護基準の検証について」と題する資料(乙144)に基づき、今回の検証について、これまでの議論に基づき、「体系(年齢及び世帯人員を指す。)・級地の検証は、基本的には平成19年検証の考え方を踏まえつつ、より実態を反映したものに見直す。これらの検証は水準の検証と一体的に行う。また、データについては、水準の検証同様第1・十分位のデータを用いて行う。」「水準の検証の結果、仮に消費水準と生活扶助基準額に差があった場合、現行の基準額の体系や級地間較差の影響分も明確にする形で、検証することとする。」との検証方針が示された。

(イ) 第11回基準部会(乙74、103)

平成24年11月9日に開催された第11回基準部会では、前回の部会で、検証の基本方針について了解を得たことを踏まえて、事務局から、「これまでの部会における議論を踏まえた具体的な検証方法等について」と題する資料(乙103)に基づき、具体的な分析作業についての報告説明が行われた。」

(3) 40頁2行目の「示された。」を「示されたが、生活扶助基準の展開部分(相対的較差)についての検証結果のみ取りまとめられ、生活扶助基準の水準の検証結果を示すには至らない内容であった。」と改める。

(4) 48頁17行目末尾に改行して次のとおり加える。

「ア 平成24年6月、社会保障制度改革推進法案が国会に提出され、自公民の三党合意に基づき、衆参両院の社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における質疑、討論、採決等の所要の経路を経て、同年8月22日、法律として成立し、公布された(乙138)。同法は、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図ること等を目的とし、附則2条(生活保護制度の見直し)では、政府が、生活保護制度に

関し、不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助・医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進、その他の必要な見直しを早急に行うものとする旨が定められた。

5 イ 平成24年12月の衆議院選挙の結果を受けて新内閣が発足した後、平成25年1月18日に平成25年報告書が公表されるまでの間に、厚生労働省幹部は、内閣官房副長官に対し、世帯類型ごとの基準額の試算結果及び生活基準の見直しによる財政効果の試算結果等を記載した資料を示して説明を行った。資料の中には、複数の世帯類型について、平成10 25年検証の結果年齢・世帯人員・地域差による影響を完全に反映した場合と、上記の影響の調整を2分の1とし、平成20年から平成23年の物価動向を勘案し、世帯ごとの増減幅は最大10%とする激変緩和措置を実施した場合などの記載があった。(甲121の1ないし3、甲168)

15 ウ 厚生労働省は、平成25年1月16日、報道機関に対し、上記の世帯類型について、平成25年検証の結果である年齢・世帯人員・地域差による影響を完全に反映した場合を機械的に試算した結果を含む平成25年検証の結果の概要を提供した(甲27の1ないし4)。」

20 (5) 48頁18行目の「ア」を「エ」と、49頁1行目「イ」を「オ」と、同行目の「前提事実」から3行目末尾までを「生活扶助基準について、平成25年検証の結果や物価の動向を勘案するという考え方にに基づき、必要な適正化を図るとして、本件各告示を順次発出し、平成25年8月1日(平成25年改定)、平成26年4月1日(平成26年改定)及び平成27年4月1日(平成27年改定)からそれぞれ適用した。」とそれぞれ改める

25 (6) 49頁15行目末尾に改行して次のとおり加える。

「なお、厚生労働大臣は、後記イのデフレ調整は受給者全員に影響するとこ

る、ゆがみ調整を行うことにより、生活保護受給世帯の7割については見直し幅が物価（生活扶助相当品目の物価を指す。）の下落幅の範囲に収まる（物価の下落幅に一致する場合を含む。）と見込んでいた。

また、厚生労働大臣は、具体的な生活扶助基準の見直しについては、基準部会の報告書を考慮しつつ、予算編成過程で政府として判断するとの考え方（甲121の3）に基づき、物価の動向を勘案したデフレ調整を行い、見直しの段階的实施及び上下限幅の設定等の激変緩和措置を講じるとともに、基準部会の検証結果を踏まえたゆがみ調整においても、増額方向、減額方向とともに2分の1の比率で反映させることとした（2分の1処理）。」

(7) 50頁1行目の「後記(8)イ参照)」の次に「に基づく減額改定率」を加え、6行目の「一般低所得世帯」から7行目の「配慮されたい」までを「一般低所得世帯、とりわけ貧困の世代間連鎖を防止する観点から、子どものいる世帯への影響にも配慮する必要がある。」と改め、13行目末尾に改行して次のとおり加える。

「エ 本件各改定に関連する措置等

平成26年改定では、上記ウの段階的改定と併せて、平成26年4月1日の消費税率の引上げに伴う改定率2.9%（ $\approx 1.08 \div 1.05 - 1$ ）が反映する基準額の増額改定が行われた。」

(8) 58頁13行目の「できる。」を「でき、要保護者の生活の需要、社会経済情勢、一般的な国民生活の状況等の諸事情は、時の経過により年々変化するものであるから、そのような変動に応じて保護基準が適時適切に改定され、生活扶助の基準額が増減に至ることは、生活保護法が元来予定しているところである。」と改める。

(9) 60頁10行目の末尾に改行して次のとおり加える。

「なお、これらの裁量審査の方法としては、本件各改定の理由として被控訴人が挙げた理由から、厚生労働大臣の判断が導かれ得るか否かについて、控

訴人らの主張をも踏まえる形で、被控訴人の説明が一応納得し得るものといえるか否かという観点から判断され、同大臣の論証過程が追試的に検証されるべきものである。」

5 (10) 62頁26行目の「ことにも」の次に「一定の」を加え、63頁19行目の「検証した」を「検証し、年齢、世帯構成、所在地域等の条件が異なる生活保護受給者間の公平を図ろうとした」と改める。

(11) 66頁1行目の「しかしながら、」の次に「控訴人らが指摘する第9回基準部会の議論は、生活扶助基準の水準（絶対的な高さ）に関する議論である（甲62、甲63〔1頁〕、乙75〔1頁〕）上、」を加える。

10 (12) 69頁13行目末尾に「なお、平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法は、附則2条1号により、生活扶助の給付水準の適正化を早急に行うことを明記していた。」を加え、20行目の「格別」から21行目の末尾までを「一定の合理性が認められる。」と改め、22行目の「また、」の次に「その基準として、①平成21年全国消費実態調査に基づく平成25年検証では、展開部分に関する結果は取りまとめられたものの、一体的に検証を行うとされた生活扶助基準の水準については結論を示すに至らなかったこと、②消費の動向は、様々な要素に影響されるが、賃金、物価、家計消費等が下落している状況下では、例えば、収入の不安定さを勘案して消費を減らすことなどが考えられ、消費を基礎として生活扶助基準を改定する場合には減額幅が必要以上に大きくなることが想定され、現に、平成16年から平成21年にかけて、夫婦子1人世帯を含む2人以上世帯の消費支出は約6.0%下落するなどしていたこと、③水準均衡方式は、消費を基礎としているものの、物価や賃金等の経済指標を基礎として生活扶助基準を改定することも十分に考えられ、専門委員会による平成15年中間取りまとめにおいても、改定の指標として物価を用いることが選択肢の1つとして指摘されていたことなどを考慮して、生活扶助基準の水準を調整するに当たり、デフレ傾向に伴う「生

15

20

25

活保護受給世帯の可処分所得の相対的、実質的な増加」に着目し、これを表す指標として物価を用いることも合理性があると認めたこと等を説明する。このような状況において、」を加える。

(13) 70頁1行目末尾に改行して次のとおり加える。

「水準均衡方式は、審議会の調査審議（昭和58年意見具申）等を踏まえて導入された消費（一般国民の消費動向）を基礎とした改定方式であるところ、
①平成21年までの全国消費実態調査によると、2人以上世帯の消費支出は、平成11年以降、減少に転じ、平成21年の1世帯当たり消費支出額は、平成16年と比べると名目で6.0%の減少となっていたこと（乙100）、
②平成20年から平成23年までの期間における2人以上の世帯の消費支出の変化率は4.7%（全体）～5.0%（第1・十分位）の減少、同じく2人以上の世帯の消費支出の生活扶助相当支出の変化率は、全体及び第1・十分位の世帯の両方で、5.2%の減少であったこと（認定事実(10)）などの事情を考え併せると、消費を基礎として生活扶助基準を改定する場合には減額幅が必要以上に大きくなることが想定されたという被控訴人の説明も不合理とはいえず、デフレ調整は、一般国民の消費（消費動向ないし消費実態）を基礎として改定する場合の減額幅の範囲内に収まることも一応認められる。」

(14) 70頁14行目の「などについて」から15行目の「ことはない」までを「や減額改定率を4.78%とすることについて、基準部会等の結論として明示的に了解を得たとまではいえない」に改める。

(15) 72頁3行目の「いないことが明らかである。」を「いない。このような一連の審議経過及び検討内容の推移に照らせば、厚生労働大臣が実施したデフレ調整は、専門家を構成員とする会議体等の考え方と齟齬するものではなく、客観的数値との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠いているとは認められない。」に改め、6行目の「照らしても、」の次に「また、平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法附則2条により、生活扶助の給付

水準の適正化その他の早急な見直しが求められていた情勢において、」を加え、同行目の「当たって、」の次に「この段階で改めて」を加える。

5 (16) 74頁4行目の「そこで、」を「そもそも、物価指数の作成目的は様々で、作成実務上、調査の実行可能性等の制約もあることから、学術的な研究で認められた唯一の正解となる物価指数の指数算式は存在しないこと、生活扶助CPIは、通常物価指数と異なり、物価変動の動向を把握するために作成したわけではないから、作成の目的に照らして算定方法が一定の合理性を有するか否かという限度で検討すれば足りると解されるものの、」と改め、8行目の「一定量の数量」の次に「(基礎となる品目)」を加え、11行目の
10 「指数であって」から24行目の「呼ばれるが、」までを「指数である。」と改める。

(17) 75頁1行目の「生活扶助相当CPIは」から3行目末尾までを削り、4行目の「デフレ調整においては、」の次に「平成22年を基準時点として」を、5行目の「算出し、」の次に「この両者の指数に基づき」をそれぞれ加える。
15

(18) 75頁9行目冒頭から76頁13行目までを削り、14行目の「以上のよう
20 うに」から16行目の「いずれも」までを「平成20年及び平成23年の各生活扶助相当CPIの指数により算定した平成20年から平成23年までの物価変動率は、」と、18行目の「指数であるといえる。」を「指数又はこれによる算定結果と同視できる。」と、21行目の「前記主張には、合理性がある」を「前記主張に係る本件の算定方法には、一定の合理性がある」とそれぞれ改める。

(19) 78頁5行目冒頭から79頁14行目の「できないし、」までを「また、
25 平成20年から平成23年を対象期間とし、指数基準改定時である平成22年を基準時点及びウエイト参照時点とするロウ指数と同視できるから、対象期間の期首を基準時点とするラスパレイス式と期末を基準時点とするパーシ

エ式を組合せたことにはならず、」と改める。

(20) 85頁11行目の「ことによる論理的合理的帰結である。」を「ことから、被控訴人の挙げた理由により導かれ得る判断であり、教養娯楽耐久財が生活扶助相当品目であるにもかかわらず、下落幅が大きい等の一定の品目を除外することは、生活扶助CPIの客観性を損ない、かえって恣意的な判断につながりかねないとする被控訴人の説明が不合理とはいえない（なお、これによる影響を踏まえても、一般国民の消費（消費動向ないし消費実態）を基礎として改定する場合の減額幅に収まることが一応認められる。）。」と改める。

(21) 87頁12行目の「いるか。」を「いえるか。」と改め、22行目冒頭から88頁10行目末尾までを削り、16行目の「図る水準均衡方式を前提に、」を「検証した結果、」と改める。

3 当審における補充主張に対する判断

(1) ゆがみ調整の2分の1処理について

ア 被控訴人の説明によれば、厚生労働大臣は、生活扶助基準の展開部分を適正化するために、ゆがみ調整を行うに当たり、子どものいる世帯への影響に配慮して、平成25年検証の結果を反映する程度を、減額・増額を問わず、一律2分の1にした。その理由としては、①平成25年検証の結果をそのまま反映させた場合、夫婦子1人世帯(子は18歳未満)が8.5%、夫婦子2人世帯(同)が14.2%、母子家庭(同、子1人)が5.2%と、基準額が大きく減額となることが見込まれた。しかし、平成25年報告書では、留意事項として、「生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には、…とりわけ貧困の世代間連鎖を防止する観点から、子どものいる世帯への影響にも配慮する必要がある」等と明記し、上記の対策を要求していた。また、②ゆがみ調整における展開のための指数は、平成25年検証において初めて詳細な分析が行われ、専門的議論の結果得られた透明性の

高い合理的なものであると評価できるものの、当該手法が唯一のものである
5 ということはできず、特定の世帯類型を対象として分析する際にサンプル
世帯が極めて少数になるといった統計上の限界も認められた。そのため、
基準部会による次の定期的な検証において展開部分の評価、検証が予定さ
れていた。そこで、厚生労働大臣は、激変緩和措置として2分の1処理を
行ったと説明する。

10 このようなゆがみ調整に係る2分の1処理は、平成25年検証を踏まえて、
生活保護受給世帯間の相対的な較差を適正化するというゆがみ調整の
本質的部分を維持しつつ、子どものいる世帯への影響や統計上の限界に配
慮しつつ実施されたもので、一定の合理性を認めることができる。

15 イ 控訴人らは、2分の1処理は、基準部会に諮ることなく、厚生労働大臣
独自の判断で行い、子どものいる世帯についての試算では、2分の1処理
が激変緩和措置になっていないか、極めて限定的であり（甲169の1な
いし6）、ゆがみ調整で基準生活費が増額されるはずの60歳以上の高齢
20 単身等の世帯類型についても、2分の1処理を行ったことは、統計等の客
観的数値等との合理的関連性がなく、専門的知見との整合性を欠くもので
あるから、同大臣の判断過程及び手続に過誤、欠落がある旨主張する（甲
113）。

25 しかし、厚生労働大臣が、ゆがみ調整について、子どものいる世帯に配
慮して貧困の世代間連鎖を防ぐなどの観点を考慮して、一律の2分の1処
理を行ったことは、専門家による基準部会の指摘（平成25年報告書）を
考慮したものであり（認定事実(6)ウ）、子どものいる世帯にも一定の激変緩
和効果があったことは、控訴人らの前記試算によっても認められる。なお、
控訴人らは、被控訴人の2分の1処理の主張は、訴訟途中からの後付けの
主張にすぎない旨を指摘するが、被控訴人の主張は、基準部会の上記指摘
や、厚生労働省の幹部が官邸に説明した資料の内容（認定事実(5)イ）等に

より十分に裏付けられている。

また、ゆがみ調整により基準生活費が増額されるはずの高齢単身等の事情に配慮し、例えば、増額の改定比率はそのまま反映させ、減額の改定比率のみ2分の1として、反映の程度を部分的に変える方法も、理論上は考えられる。しかしながら、このように世帯類型により改定比率を変える反映方法は、検証結果の取扱いの公平性を欠く結果となり、また、増額や減額の一方に偏った反映をすることは、絶対的な高さではなく、相対的な較差を是正するというゆがみ調整の本質的部分を改変し、不合理な結果をもたらす面があることも認められる。

このような問題点が生じることを考えると、控訴人らの指摘を検討しても、厚生労働大臣が諸般の事情を考慮の上、ゆがみ調整について一律に2分の1処理を行ったことには相応の合理性があるというべきであって、その判断過程に合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くとはいえず、過誤、欠落があったともいえないから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとは認められない。

(2) デフレ調整及びゆがみ調整（2分の1処理）を併せて行った点について

ア 控訴人らは、平成25年検証では、体系の検証と水準の検証が一体的に行われているから、ゆがみ調整及びデフレ調整の両者を併せて行う必要はなく、両者を併せて行った点は物価を二重に評価して不当であるなど主張する。

イ しかしながら、前記のとおり、生活扶助基準の見直しは、本件各改定においても、①生活扶助の水準（絶対的な高さ）を改定する部分（本件各改定前の改定率に相当する。）と、②これを基軸として、年齢階級別・世帯人員別・級地別に、標準世帯以外の世帯に展開するための指数（相対的な較差）のゆがみを是正する部分から構成されている。そのため、①の水準の是正を図るデフレ調整と、②の展開部分の是正を図るゆがみ調整とでは、

その目的及び手法を異にし、各見直しが重複するものと評価することはできない。したがって、両者を同一の機会に実施した厚生労働大臣の判断には相応の合理性があり、厚生労働大臣の判断過程に過誤、欠落があったとはいえず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

5 また、上記の検討によると、被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点からみても、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

10 (3) 他に、当審で追加された主張及び書証を踏まえて検討しても、厚生労働大臣が行った本件各改定におけるデフレ調整（専門家の関与、物価の考慮、二重評価、生活扶助相当CPIの使用、変動率の算出方法に係る各論点、始期の選択、激変緩和措置の問題を含む。）及びゆがみ調整（比較対象、2分の1処理、デフレ調整の同時実施の問題を含む。）には、いずれもそれ相応の合理性があることが否定できず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないから、原審の結論を左右するには至らない。

15 4 結論

以上によれば、控訴人らの請求はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決は相当であるから、控訴人らの本件控訴をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

20 仙台高等裁判所秋田支部

裁判長裁判官

齊木利夫

25 裁判官

吉田勝栄

裁判官

綿貫義昌



決定的間違い

国は上告理由書のなかで「生活保護受給世帯においても、テレビやパソコン等の教養娯楽用耐久財は一般世帯と同様に普及している」とし生活扶助相当CPIの計算で「各品目のウエイトや寄与度が大きくなることは当然」としています。

しかし所有率と購入率は全く違います。厚労省の社会保障生計調査の結果(一)をみれば、保護世帯のPC・AV機器支出は一月737円。一般世帯4,043円の3.5分の1です。

山田先生意見書 (甲全110-10頁)				
表10 「教養娯楽」の品目別支出額 H22支出額での比較(H22基準ウエイトの比較)				
品目	A 社会保障生計調査の支出額		B 家計調査の支出額	
	上段:金額	下段:構成比	上段:金額	下段:構成比
教養娯楽用耐久財	1,110円	(0.6%)	4,823円	(1.7%)
PC・AV機器	737円	(0.4%)	4,043円	(1.4%)



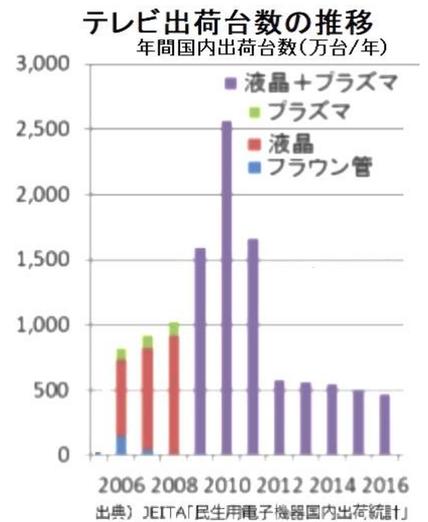
保護世帯には地デジチューナー

この時生活保護世帯には総務省から地デジチューナーが無料配布されました。壊れるまでテレビを買い替えません。中古を買ったり、もらうこともあります。名古屋高裁で元ケースワーカーの小池さんが証言した通り、テレビを購入した場合、担当者がチェックするので間違いありません。

厚労省「物価偽装」のカラクリ

日本中でテレビ買換え(2010)

2011年の全面地デジ化を前に日本中でテレビの買換えが起こりました。通常年間1千万台程度だった出荷台数は2010年には2.5倍の2500万台となっています。この年はテレビ購入の家計に占める割合が大きくなっています。



テレビ価格大幅下落

その一方でテレビの値段は大きく下がりました。08年から'10年では約2.7分の1となっています。

総合物価指数は支出割合×物価変動率で計算しますからこの年へテレビの影響が大変大きくなりました。

保護世帯だけ 08年にもテレビ買換え?!

厚労省がやったのはこれだけではありません。通常の物価指数計算では前の年の購入割合(ウエイト)を使いますが、生活扶助相当CPIでは'10年の購入割合で'08年の物価を計算しました。生活保護世帯だけ08年にもテレビを買い替えたことにより、2倍の4.78%も物価が下落したことにされたのです。

生活扶助物価指数(CPI)



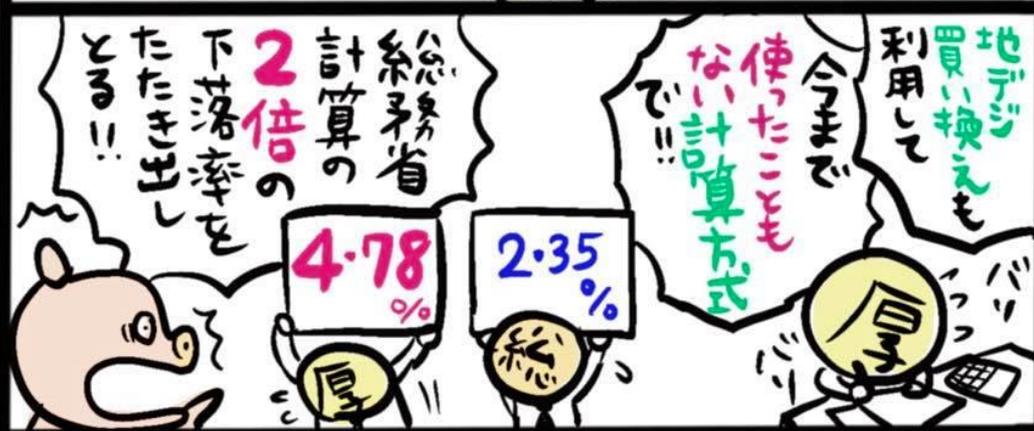
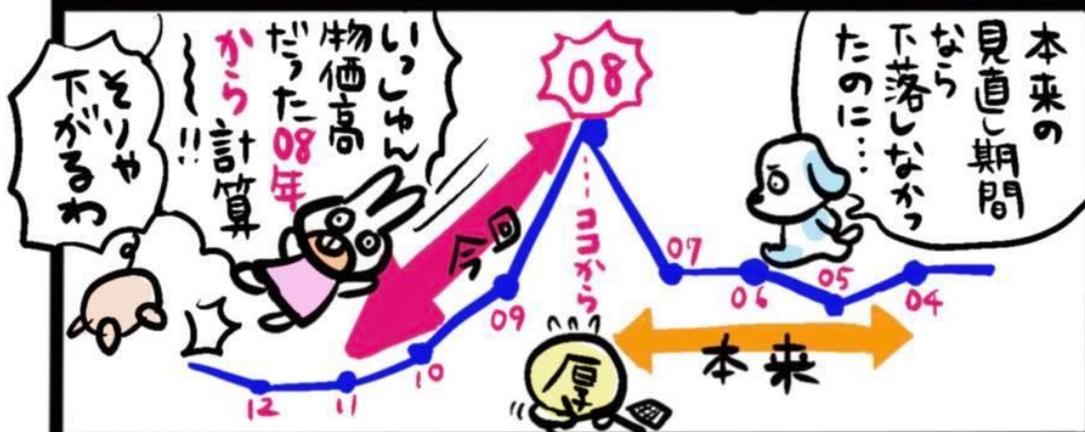
年の物価を計算しました。生活保護世帯だけ08年にもテレビを買い替えたことにより、2倍の4.78%も物価が下落したことにされたのです。

「物価偽装」を許すな！全国の声に

全国でこのカラクリを多くの市民に訴え、裁判所を動かしましょう。市民が知ってしまえば裁判官も無視できなくなります。

裏のマンガもぜひ活用ください。

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会
名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館301
愛知社保協内 Email:syahokyo@airoren.gr.jp



yuko * sato

早期全面解決を求める3・15緊急院内集会

2024年3月15日

いのちのとりで裁判の到達点と 今後の行動提起

弁護士 尾藤 廣喜
(いのちのとりで裁判全国アクション共同代表)

いのちのとりで裁判の判決の経過

2020年6月25日 名古屋地裁判決 請求棄却
最低最悪の判決

2021年2月22日 大阪地裁判決 勝訴
画期的な勝訴判決

しかし、その後は敗訴判決が続く。

2021年3月29日 札幌地裁判決 請求棄却

2021年5月12日 福岡地裁判決 請求棄却
(誤字 NHK受診料)

2021年9月14日 京都地裁判決 請求棄却
(誤字 NHK受診料コピペ)

その後の判決の状況（1）

2021年11月25日	金沢地裁判決	請求棄却 (誤字 NHK受診料コピー)
2021年12月16日	神戸地裁判決	請求棄却
2022年3月7日	秋田地裁判決	請求棄却
2022年5月13日	佐賀地裁判決	請求棄却
2022年5月25日	熊本地裁判決	勝訴
	勝訴判決に流れが転じる	
2022年6月24日	東京地裁判決	勝訴
2022年7月27日	仙台地裁判決	請求棄却
2022年10月19日	横浜地裁判決	勝訴
2023年2月10日	宮崎地裁判決	勝訴

その後の判決の状況（2）

2023年3月24日	青森地裁判決	勝訴
2023年3月24日	和歌山地裁判決	勝訴
2023年3月29日	さいたま地裁判決	勝訴
2023年4月11日	奈良地裁判決	勝訴
2023年4月13日	大津地裁判決	請求棄却
2023年4月14日	大阪高裁判決	逆転敗訴
	その後の判決が注目されたが	
2023年5月26日	千葉地裁判決	勝訴
2023年5月30日	静岡地裁判決	勝訴
2023年10月2日	広島地裁判決	勝訴

名古屋高裁判決全面勝訴



国に「重過失あり」と初の賠償命令
2023年11月30日
名古屋高裁で「逆転完全勝訴」判決

名古屋高裁判決の内容と意義（1）

- 1 引き下げを行った厚生労働大臣に、「少なくとも重大な過失」があり、「あえて生活扶助基準の減額率を大きくしているもので、違法性が大きい」として、引き下げ処分を取り消すだけでなく、いのちのとりで裁判では初めて国家賠償請求（慰謝料請求）を認めた
- 2 生活保護基準が様々な制度に連動し、「広く国民全体の生活水準等にも影響を及ぼす」として、ナショナルミニマムとしての意義に触れた
- 3 貧困論につき、社会的に排除されず生きていくことができるかどうかを考える「社会的排除」概念にもとづく貧困観に立つ

名古屋高裁判決の内容と意義（2）

- 4 「ゆがみ調整」については、社会保障審議会生活保護基準部会による検証結果を増額も減額も一律2分の1にしたため、増額すべきところが減額になっている
これを明らかにしなかったことを「極めて不誠実」、「判断過程の極めて重要な部分を秘していた」などと指摘
- 5 「デフレ調整」については、「基準部会又はその他の専門家による検討、検証を全く経ることなく保護基準を改定する場合には、その判断の過程を十分に明らかにすべき」であり、総務省統計局の「消費者物価指数」（総務省CPI）の下落率2.26%を使わず、厚生労働大臣の独断の物価指数（生活扶助相当CPI）を使って4.78%もの引き下げを行っていることは、根拠がなく違法である

名古屋高裁判決後の判決

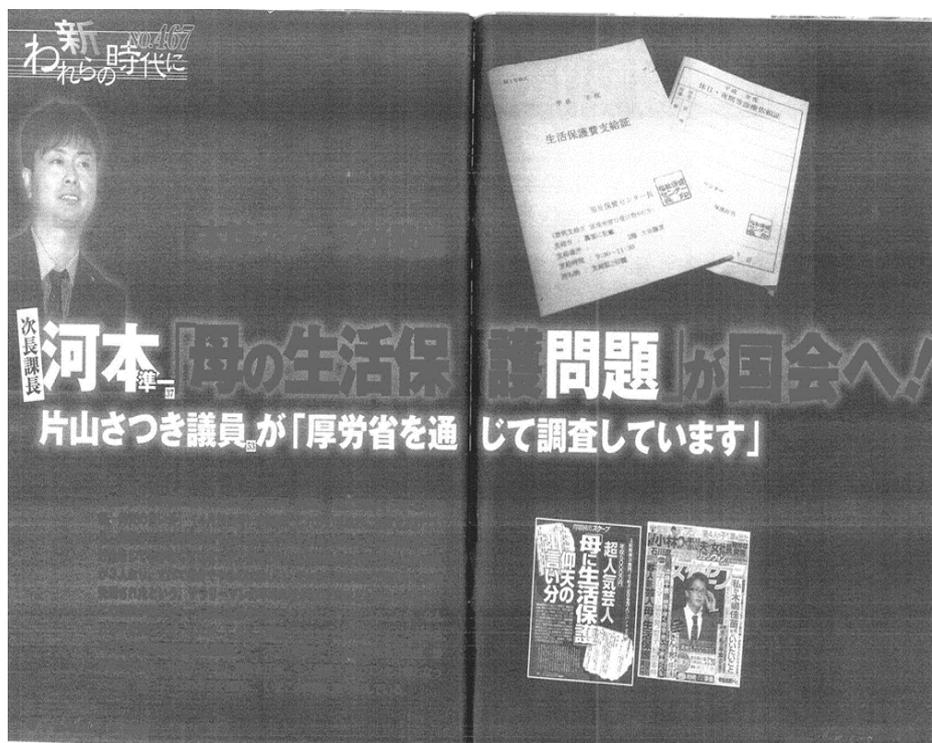
2023年12月14日	那覇地裁判決	請求棄却
2024年1月15日	鹿児島地裁判決	勝訴
2024年1月24日	富山地裁判決	勝訴
2024年2月22日	津地裁判決	勝訴
2024年3月14日	仙台高裁秋田支部判決	控訴棄却敗訴

各判決の論点についての判断

	専門家 (基準 部会)を 無視し たこと	物価 を考 慮した こと	デフレ調整		ゆがみ 調整の 数値の 2分の 1処理	ゆがみ 調整に加 えデフレ 調整を行 ったこと	生活保 護受給 世帯へ の影響 の重大 さ	国家賠 償請求 (慰謝 料)
			平成 20 年を起 点にし たこと	物価下 落が大 きくな る計算 方法を使 ったこと				
大阪地裁	—	—	○	○	—	—	—	×
熊本地裁	○	○	○	○	○	○	—	—
東京地裁	○	○	○	○	×	○	○	×
横浜地裁	○	○	○	○	×	○	○	×
宮崎地裁	○	—	○	○	×	—	○	—
青森地裁	○	—	○	○	×	○	—	—
和歌山地裁	○	○	○	△	○	—	—	×
さいたま地裁	×	×	×	×	○	—	—	×
奈良地裁	○	△	○	○	×	—	—	—
千葉地裁	○	△	○	○	×	△	—	—
静岡地裁	○	○	○	○	×	—	—	—
広島地裁	×	×	×	○	×	—	—	—
名古屋高裁	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島地裁	—	×	○	○	—	○	—	×
富山地裁	○	○	○	○	—	—	—	×
津地裁	○	○	○	○	—	—	—	—

○…違法性を肯定(又は要素として重視) ×…違法性を否定 —…判断せず

いのちのとりで裁判が提訴された経過 ～国会議員が率先して生活保護バッシング～



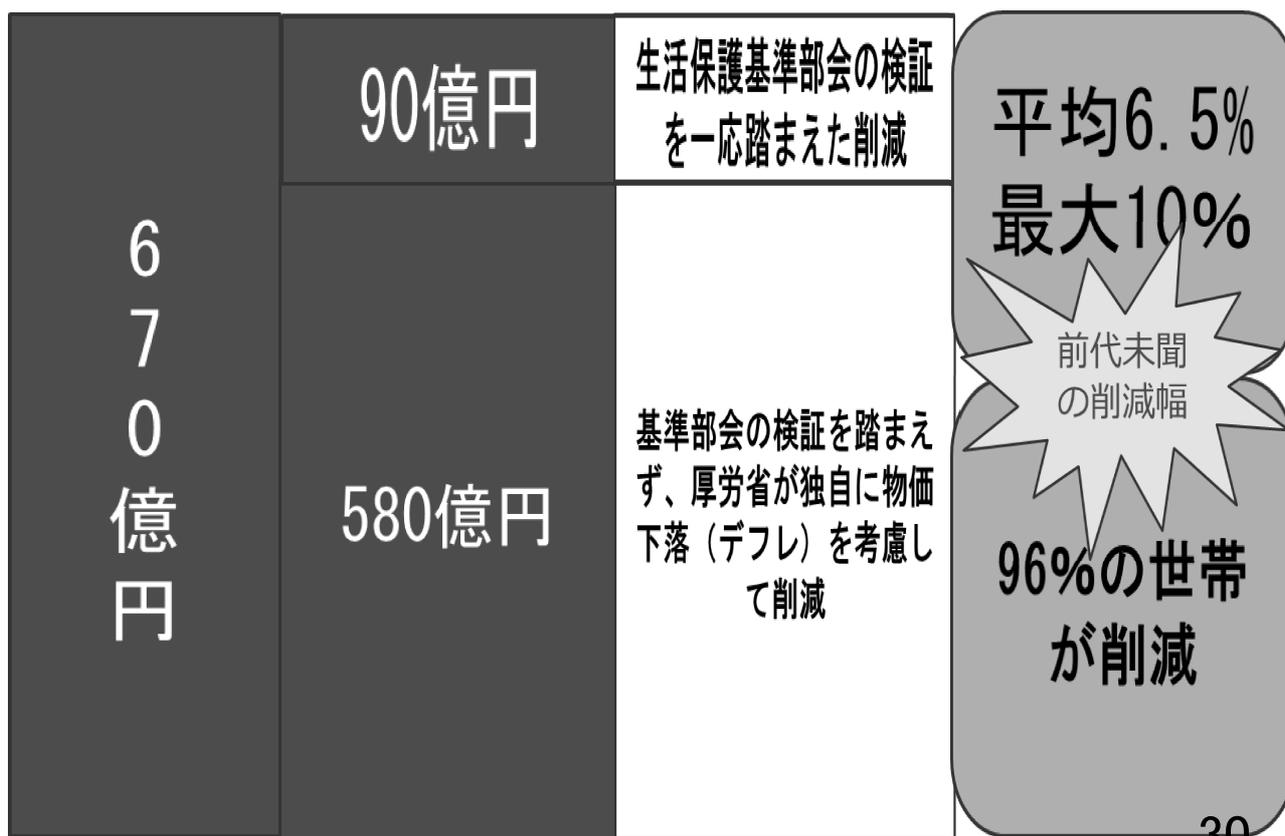


163 生活保護制度について

生活保護制度については、真に必要な人に生活保護が行きわたるとともに、納税者の理解の得られる公正な制度に改善し、国民の信頼と安心感を取り戻します。

そのため、自助努力による生計の維持ができない者に対する措置ということを原点に、不正受給への厳格な対処とともに、生活保護水準や医療費扶助の適正化、自治体における現金給付と現物給付の選択的实施、自立や就労の促進など必要な見直しを早急に実施します。生活保護水準については、勤労者の所得水準、物価、年金とのバランスを踏まえ、生活保護の給付水準を10%引き下げます。ジェネリック薬の使用義

生活扶助基準の削減



引き下げの内容

- 1 過去最大の下げ幅（平均6.5%・最大10%）
これまでの下げ幅 2003年（0.9%）
2004年（0.2%）
- 2 96%の世帯で削減がなされる
- 3 多人数世帯（子育て世帯）や一人親世帯の削減幅が大

引き下げの問題点（1）

- 1 第1・十分位と比較したこと→「引き下げスパイラル」→本来の「水準均衡（平均的世帯の6割以上）方式」に反する
- 2 社会保障審議会生活保護基準部会に諮らずに、引き上げも引き下げも2分の1にしたこと→高齢者世帯について、引き上げるべきところが引き下げになっている
- 3 同部会に諮らずに、物価の下落（デフレ）を考慮に入れたこと

引き下げの問題点（2）

- 4 総務省統計局の「消費者物価指数」（総務省CPI）の下落率（デフレ）2.26%を使わずに、厚生労働大臣の独自の物価指数（生活扶助相当CPI）を使って4.78%もの引き下げを行ったこと→パソコン、テレビなど生活保護制度利用者があまり買わない物のウエイトが大きくなっている
- 5 石油や穀物の価格が異常に高騰した2008年を基準としていること
- 6 自由民主党の引き下げ政策に基づいた引き下げと判断されること

前例ない大幅引き下げ含め2004年から相次ぐ減額に耐えがたい追い打ち

生活扶助費の推移 (1級地1、各種加算あり)	2004年	2012年	2015年	2020年 今回の引き下げ終了後	減額金額	減額割合
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、小中学生)		220,050円	205,270円	196,010円	24,040円	-10.9%
母子世帯 (40代母、小中学生)		212,720円	199,840円	190,490円	22,230円	-10.5%
高齢単身世帯 (75歳)	93,850円	75,770円	74,630円	70,900円	22,950円	-24.5%

(年
3
0
0
0
億)
老
齡
加
算
廃
止
2
0
0
4
年
止

(年
6
7
0
億)
大
幅
引
き
下
げ
平
均
1
0
%
生
活
扶
助
3
年
2
0
1
3
年

(年
7
0
億)
引
き
下
げ
期
末
一
時
扶
助
2
0
1
3
年

(年
1
9
0
億)
引
き
下
げ
住
宅
扶
助
2
0
1
5
年

(年
3
0
億)
引
き
下
げ
冬
季
加
算
2
0
1
5
年

「前代未聞の引き下げに対しては 前代未聞の反撃を！」

1万人審査請求運動の提起（2013.7～）

全47都道府県で1万645件の審査請求
生活保護制度史上最大の件数
（これまでの最大は1068件）

最終的には3万件の審査請求

全国29都道府県で1025人の原告が提訴

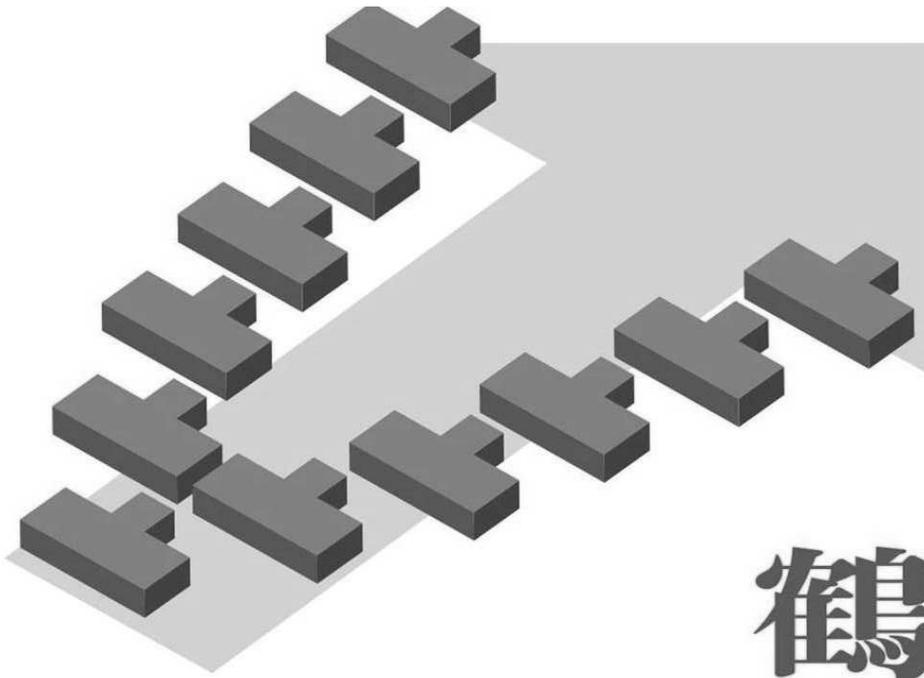
裁判の主張のポイント

老齢加算の削減・廃止が争われた生存権裁判
の最高裁判所判決〔2012（平成24）年4月2日〕
の内容

「統計等の客観的な数値等との合理的関連性
や専門的知見との整合性」がなければ、基準の
変更は違法となる

その判断枠組みに従った主張を行う

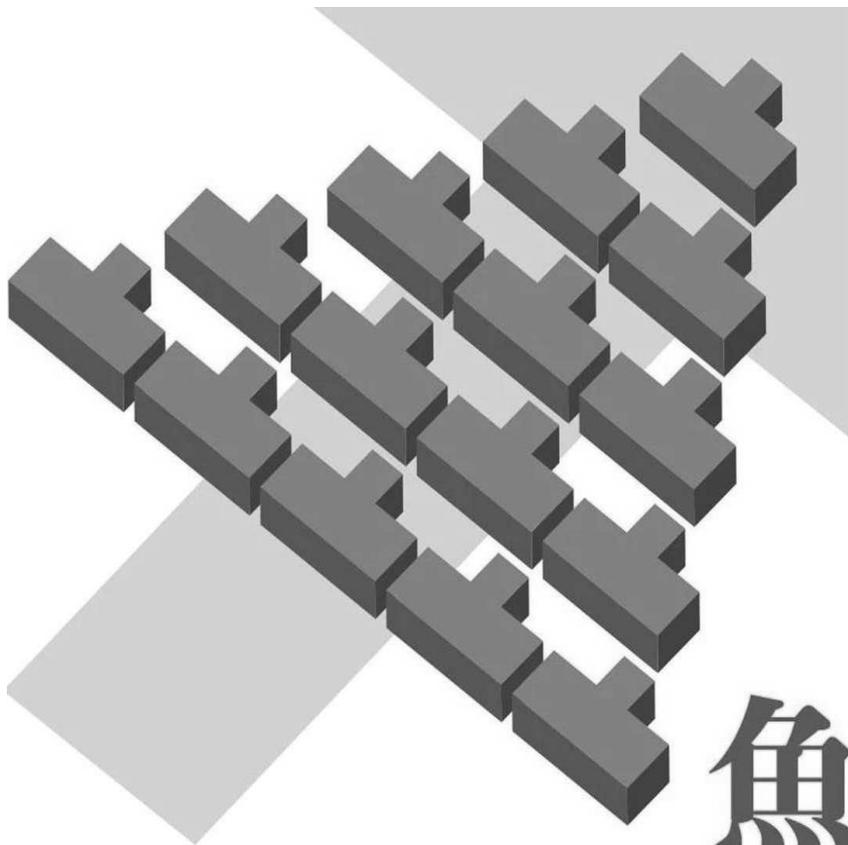
鶴翼の陣形か魚鱗の陣形か



敵に対し、鶴が翼を広げる姿で迎え撃つ陣形。両翼の付け根が本陣となる。中央突破を狙う敵を左右から包囲して迎撃することができる。防衛に適した陣形で、兵力が勝る時に用いると有効とされる。

鶴翼

諸葛亮八陣から
(魚鱗・鶴翼・雁行・長蛇・偃月・鋒矢・衡軛・方円)



敵軍の中央突破を狙う攻撃型の陣形。中央の兵を突き出し、先鋒が崩れても次鋒をすぐに繰り出すことができる。少数の兵で敵を破る策としても有効とされた。三角の底辺の中央に、本陣を配する。

魚鱗

魚鱗の陣を成功させる条件

- 1 多くの裁判が連続して判決を迎えること
- 2 先頭を切る裁判の「エネルギー」と「切れ味の鋭さ（鋭利性）」
- 3 相互の裁判の密接で有機的な連携
- 4 「天」「地」「人」に恵まれること

「天」の要件は

- 1 コロナ禍の中での生活保護の重要性について、一定の理解が進んでいる
- 2 自由民主党の公約に忬度した基準の決定の仕方が許されないという声広がっている
名古屋地裁判決と津地裁判決の比較
- 3 熊本地裁判決以降の勝訴の大きな波がうねりとなっている
特に、名古屋高裁の勝訴判決の重み
- 4 しかし、大阪高裁判決、仙台高裁秋田支部判決に見られるように高裁の壁は厚い

「地」の要件は

- 1 全国29の地方裁判所で提訴したことが、大きな成果をもたらしている
- 2 各地の原告の奮闘、支援の広がり、地域の声を変えつつある
- 3 最高裁判所での闘い、国政の場での追及が焦点となってきた→新しい取り組みが必要

「人」の要件は

- 1 原告が先頭となった裁判が大きく情勢を切り開いている
- 2 全国各地の裁判の連携、共同の取り組みが、有機的に結びつき、大きな力となっている
- 3 闘いが高等裁判所、最高裁判所に移る中で、新たな質の高い「人」のつながりが必要

早期全面解決をめざすための行動提起

1 「天」の要件の活用

社会保障全体の底上げと権利性の確立のための運動と連帯→今こそ、賃上げ、年金の引き上げ、そして生活保護の充実が必要であるとの世論の高まりが重要

金権政治の追及とともに、自由民主党の公約に忖度した基準の決定により、「生存権」が脅かされて良いのか

2 「地」の要件の新たな展開

全国の仲間とともに裁判での闘いに取組む→特に、高裁、最高裁での闘いが重要→高裁の所在地、最高裁のある東京での闘いに全国の力を集め、連携して取り組む

未判決の地裁判決で勝利することが重要→勝訴の大きな流れを再び地域から

3 「人」の要件こそが決め手

原告が先頭となり、実態を広く訴えることによって情勢を切り開いてきたことに確信を持とう

引き下げによる貧困の実態、「物価偽装」の実態の訴えは、必ず人の心を動かす

我々の闘いの最も素晴らしい点

→全国の仲間のつながりの深さ、相互の信頼、そして、温かみのある運動 これをさらに強めよう

権利は闘うも者の手にある

1人の1000歩よりも1000人の1000歩を、そして、1万人の1万歩を

いのちのとりで裁判全国アクション判決一覧 (2024・3・14 時点)

1	2020年6月25日	名古屋地裁	×
2	2021年2月22日	大阪地裁(行政訴訟専門部)	○
3	2021年3月29日	札幌地裁	×
4	2021年5月12日	福岡地裁(「NHK受診料」の誤字)	×
5	2021年9月14日	京都地裁(「NHK受診料」の誤字)	×
6	2021年11月25日	金沢地裁(「NHK受診料」の誤字)	×
7	2021年12月16日	神戸地裁	×
8	2022年3月7日	秋田地裁	×
9	2022年5月13日	佐賀地裁	×
10	2022年5月25日	熊本地裁	○
11	2022年6月24日	東京地裁(行政訴訟専門部)	○
12	2022年7月27日	仙台地裁	×
13	2022年10月19日	横浜地裁(行政訴訟集中部)	○
14	2023年2月10日	宮崎地裁	○
15	2023年3月24日	青森地裁	○
16	2023年3月24日	和歌山地裁	○
17	2023年3月29日	さいたま地裁	○
18	2023年4月11日	奈良地裁	○
19	2023年4月13日	大津地裁	×
①	2023年4月14日	大阪高裁(大阪訴訟)	×
20	2023年5月26日	千葉地裁	○
21	2023年5月30日	静岡地裁	○
22	2023年10月2日	広島地裁	○
②	2023年11月30日	名古屋高裁(愛知訴訟)	○
23	2023年12月14日	那覇地裁	×
24	2024年1月15日	鹿児島地裁	○
25	2024年1月24日	富山地裁	○
26	2024年2月22日	津地裁	○
③	2024年3月14日	仙台高裁秋田支部(秋田訴訟)	×

○…処分取消し請求認容(原告勝訴) ×…請求棄却(原告敗訴)

勝訴判決 各論点の判断

	専門家 (基準 部会)を 無視し たこと	物価 を考 慮した こと	デフレ調整		ゆがみ 調整の 数値の 2分の 1処理	ゆがみ 調整に加 えデフレ 調整を行 ったこと	生活保 護受給 世帯へ の影響 の重大 さ	国家賠 償請求 (慰謝 料)
			平成20 年を起 点にし たこと	物価下 落が大 きくな る計算 方法を使 ったこと				
大阪地裁	—	—	○	○	—	—	—	×
熊本地裁	○	○	○	○	○	○	—	—
東京地裁	○	○	○	○	×	○	○	×
横浜地裁	○	○	○	○	×	○	○	×
宮崎地裁	○	—	○	○	×	—	○	—
青森地裁	○	—	○	○	×	○	—	—
和歌山地裁	○	○	○	△	○	—	—	×
さいたま地裁	×	×	×	×	○	—	—	×
奈良地裁	○	△	○	○	×	—	—	—

千葉地裁	○	△	○	○	×	△	—	—
静岡地裁	○	○	○	○	×	—	—	—
広島地裁	×	×	×	○	×	—	—	—
名古屋高裁	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島地裁	—	×	○	○	—	○	—	×
富山地裁	○	○	○	○	—	—	—	×
津地裁	○	○	○	○	—	—	—	—

○…違法性を肯定(又は要素として重視) ×…違法性を否定 —…判断せず

生活保護基準引下げ違憲訴訟 各地の裁判進行表

*原告数は提訴した最初の人数です。地裁判決欄中の◎マークは原告側一審、二審勝訴の印です。

2024年3月15日現在把握分 いのちのとりで全国アクション事務局

県名	原告数	2次 新規	3次 新規	合計	提訴日	地裁判決	控訴日	高裁判決	弁護団 有◎	支援する 有◎	提訴内容	裁判の現段階			最新の 原告数	控訴書の 原告数
												最近の口頭弁論	次回弁論等	この間の弁論等		
1 佐賀	15	9		24	2014年2月25日	2022年5月13日	2022年5月24日		8	◎		23年11月7日(高裁4回)	24年3月5日(火)10:30~(高裁5回)	23年7月18日(高裁3回)	22	19
2 熊本	49			49	2014年5月15日	◎ 2022年5月25日	2022年6月7日		16	◎		23年12月13日(高裁5回)	24年3月25日(月)14:30~(高裁6回)	23年9月25日(高裁4回)	36	36
3 愛知	16	5		21	2014年7月31日	2020年6月25日	2020年7月7日	◎ 2023年11月30日	17	◎	国賠(1万円)	23年7月14日(高裁結審)	23年11月30日(木)15:00~(勝訴判決)	23年3月16日(高裁10回)	18	13
4 埼玉	28	7		35	2014年8月1日	◎ 2023年3月29日	2023年4月12日		18	◎	国賠(1万円)	22年12月14日(結審)	23年3月29日(水)13:10~(勝訴判決)	22年8月24日(第30回)	25	
5 三重	27			27	2014年8月1日	◎ 2024年2月22日			5	◎		23年5月18日(結審)	24年2月22日(木)11:00~(勝訴判決)	23年1月26日(第35回)	23	23
6 宮崎	4			4	2014年9月17日	◎ 2023年2月10日	2023年2月22日		3	◎		24年1月24日(高裁3回)	24年5月29日(水)10:30~(高裁4回)	23年9月27日(高裁2回)	4	3
7 群馬	10			10	2014年9月22日				16	◎	冬季加算、期末一時扶助	23年10月25日(第32回)	24年3月13日(水)14:30~(第33回)	23年6月14日(第31回)	8	
8 石川	4			4	2014年10月15日	2021年11月25日	2021年12月8日		12	◎	国賠(25万円)	23年12月18日(高裁5回)	24年4月22日(月)13:30~(高裁6回)	23年9月11日(高裁4回)	4	4
9 沖縄	9			9	2014年10月17日	2023年12月14日	2023年12月22日		3	◎		23年7月20日(結審)	23年12月14日(木)14:30~(不当判決)	23年5月11日(第46回)	9	
10	9	2		11	2014年10月27日	◎ 2023年3月24日	2023年4月6日		7	◎	国賠(5万円)	22年11月11日(結審)	23年3月24日(金)14:00~(勝訴判決)	22年7月22日(第35回)	10	
11 岡山	46			46	2014年10月30日					◎	国賠(1万円)	24年1月22日(中止)	24年3月19日(火)(進行協議)	23年8月2日(第30回)	37	
12 滋賀	5	8		13	2014年10月31日	2023年4月13日	2023年4月24日		18	◎	国賠(1万円)	24年2月15日(高裁・進行協議)	24年3月22日(金)14:00~(高裁第1回)	23年10月20日(高裁・進行協議)	11	8
13 愛媛	42			42	2014年11月11日				3	◎		23年12月13日(第29回)	24年3月13日(水)14:00~(第30回)	23年9月20日(第28回)	36	
14 広島	63			63	2014年11月21日	◎ 2023年10月2日	2023年10月13日		45	◎		23年3月15日(結審)	23年10月2日(月)13:10~(勝訴判決)	22年10月12日(第28回)	57	
15 北海道	142	7	4	153	2014年11月28日	2021年3月29日	2021年4月12日		23	◎	札幌、旭川、釧路	23年12月5日(高裁3回)	24年3月5日(火)15:00~(高裁4回)	23年8月29日(進行協議)	136	102
16 千葉	12			12	2014年11月28日	◎ 2023年5月26日	2023年6月9日		12	◎		22年12月2日(結審)	23年5月26日(金)15:00~(勝訴判決)	22年9月16日(第27回)	12	
17 大阪	51	2		53	2014年12月19日	◎ 2021年2月22日	2021年3月8日	2023年4月14日	16	◎	国賠(1万円)	22年12月7日(高裁結審)	23年4月14日(金)15:00~(高裁不当判決)	22年9月27日(高裁6回)	42	34
18 京都	57			57	14年12月25日、15年1月15日	2021年9月14日	2021年9月22日			◎	国賠(1万円)	23年12月4日(高裁5回)	24年3月11日(月)14:30~(高裁6回)	23年7月31日(高裁4回)	44	35
19 富山	3	2		5	2015年1月8日	◎ 2024年1月24日	2024年2月6日		7	◎	国賠(5万円)	23年8月14日(結審)	24年1月24日(水)13:10~(勝訴判決)	23年7月19日(第28回)	5	
20 奈良	2	3		5	2015年2月13日	◎ 2023年4月11日	2023年4月24日			◎		24年1月17日(高裁1回)	24年2月27日(火)14:00~(延期・次回未定)	23年4月11日(勝訴判決)	5	4
21 福岡	103	5	9	117	2015年3月16日	2021年5月12日	2021年5月24日		12	◎	国賠(10万円)	24年2月2日(高裁7回)	24年7月1日(月)14:00~(日程調整中)	23年10月11日(高裁6回)	91	44
22 兵庫	6	18		24	2015年5月18日	2021年12月16日	2021年12月28日		18	◎		23年12月26日(高裁・結審)	24年4月26日(金)15:00~(高裁判決)	23年11月22日(高裁6回)	24	21
23 秋田	48	5		53	2015年5月22日	2022年3月7日	2022年3月18日	2024年3月14日	6	◎		23年12月26日(高裁結審)	24年3月14日(木)13:30~(高裁判決)	23年12月7日(口頭弁論)	48	14
24 東京(八潮)	33			33	2015年6月19日	◎ 2022年6月24日	2022年7月8日			(◎)	国賠(1万円)	22年6月24日(勝訴判決)	24年3月12日(火)13:40~(高裁第1回)	21年12月22日(結審)	29	29
25 静岡	5	4		9	2015年7月9日	◎ 2023年5月30日	2023年6月12日		7	◎		22年11月17日(結審)	23年5月30日(火)13:10~(勝訴判決)	22年7月7日(第25回)	8	
26 神奈川	48			48	2015年9月24日	◎ 2022年10月19日	2022年11月1日		12	◎	国賠あり	23年12月15日(進行協議)	24年3月29日(金)14:00~(進行協議)	23年9月15日(高裁進行協議)	39	26
27 鹿児島	32			32	2015年12月24日	◎ 2024年1月15日	2024年1月26日		21	◎	国賠あり	23年7月24日(結審)	24年1月15日(月)15:00~(勝訴判決)	23年3月20日(第25回)	31	
28 宮城	1			1	2016年2月29日	2022年7月27日	2022年8月8日		4	(◎)		24年2月21日(高裁2回)	2024年6月3日(月)15:00~(高裁3回)	23年10月18日(高裁第1回)	1	1
29 青森	4			4	2017年1月27日	◎ 2023年3月24日	2023年4月6日			◎		24年2月7日(高裁第2回)	24年6月4日(火)13:30~(高裁第3回)	23年10月17日(高裁1回)	3	
30 東京(新)	39	17	1	57	2018年5月14日					◎	国賠(1万円)	23年12月12日(結審)	24年6月13日(木)15:00~(判決)	23年10月16日(第17回)	56	
合計	913	94	14	1021					309						874	416

※静岡の2018年引き下げ提訴の弁論は、6/19(第1回)、10/2(第2回)、21年1/29(第3回)、5/14(第4回)14:30~、22年2/4(第5回)14:30~、大阪上告2023年4月25日、上告34人(第3小法廷に係る)、愛知・被告側上告2023年12月13日

〈今後〉岡山は、2024年1月22日の口頭弁論を中止し、3月19日(火)に進行協議を行うこととなった。神奈川は2024年3月29日に4回目の進行協議を経て口頭弁論へ。愛媛(31回)2024年6月12日(水)14:00~。